

# 平成 26 年度 都道府県労働局雇用均等室での法施行状況

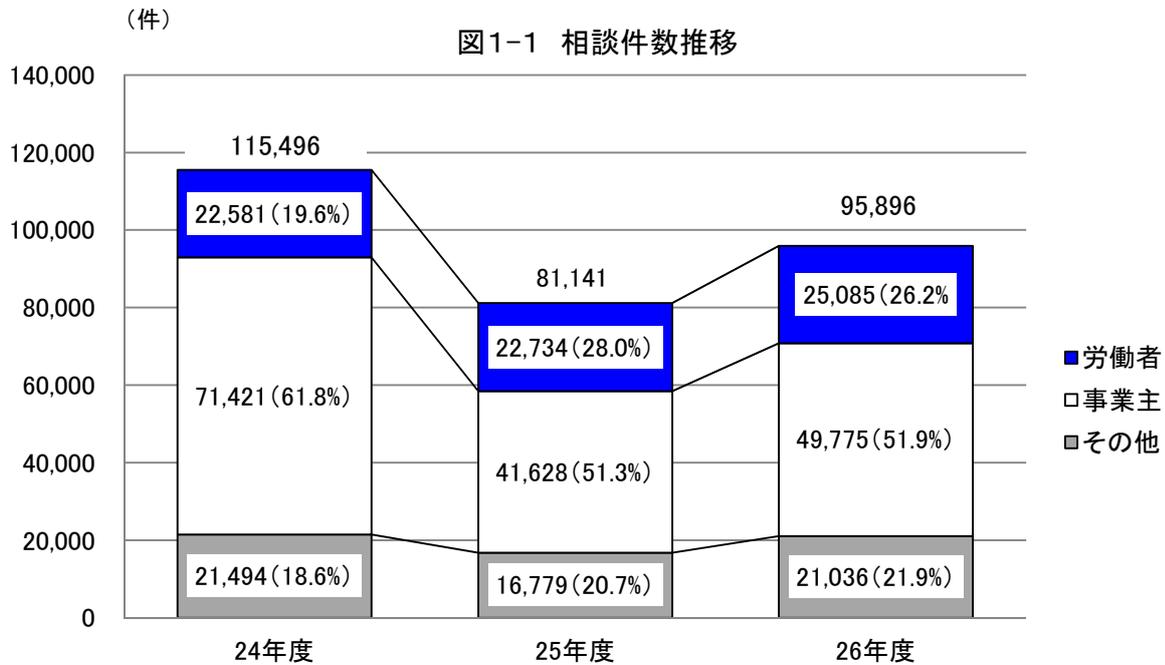
～ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する  
相談、紛争解決の援助、是正指導の状況を取りまとめ ～

## 1 雇用均等室で取り扱った相談、是正指導の状況・総数

### (1) 雇用均等室への相談

◆ 平成 26 年度に雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する相談は、95,896 件。

○相談者の内訳を見ると、事業主からの相談が 49,775 件 (51.9%)、労働者からの相談が 25,085 件 (26.2%) となっている (図 1-1)。



## 2 男女雇用機会均等法の施行状況

### (1) 雇用均等室への相談

- ◆ 相談件数は 24,893 件で、2年連続の増加。
- ◆ 労働者からの相談が約半数を占めている。
- ◆ セクシュアルハラスメントに関する相談が最も多く、次いで婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する相談が多くなっている。

○平成 26 年度に、雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談は、24,893 件であった（図 2-1、表 2-1-1）。

○相談者の内訳を見ると、労働者からの相談が 12,504 件であり、全体の 50.2%を占めている。

○相談内容別にみると、「第 11 条関係（セクシュアルハラスメント）」が最も多く 11,289 件（45.4%）、次いで「第 9 条関係（婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い）」が 4,028 件（16.2%）、「第 12 条、13 条関係（母性健康管理）」が 3,468 件（13.9%）となっている（表 2-1-1）。

○労働者からの相談を内容別にみると、「第 11 条関係（セクシュアルハラスメント）」が最も多く 7,343 件（58.7%）、次いで「第 9 条関係（婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い）」が 2,251 件（18.0%）、「第 12 条、13 条関係（母性健康管理）」が 1,308 件（10.5%）となっている（表 2-1-2）。

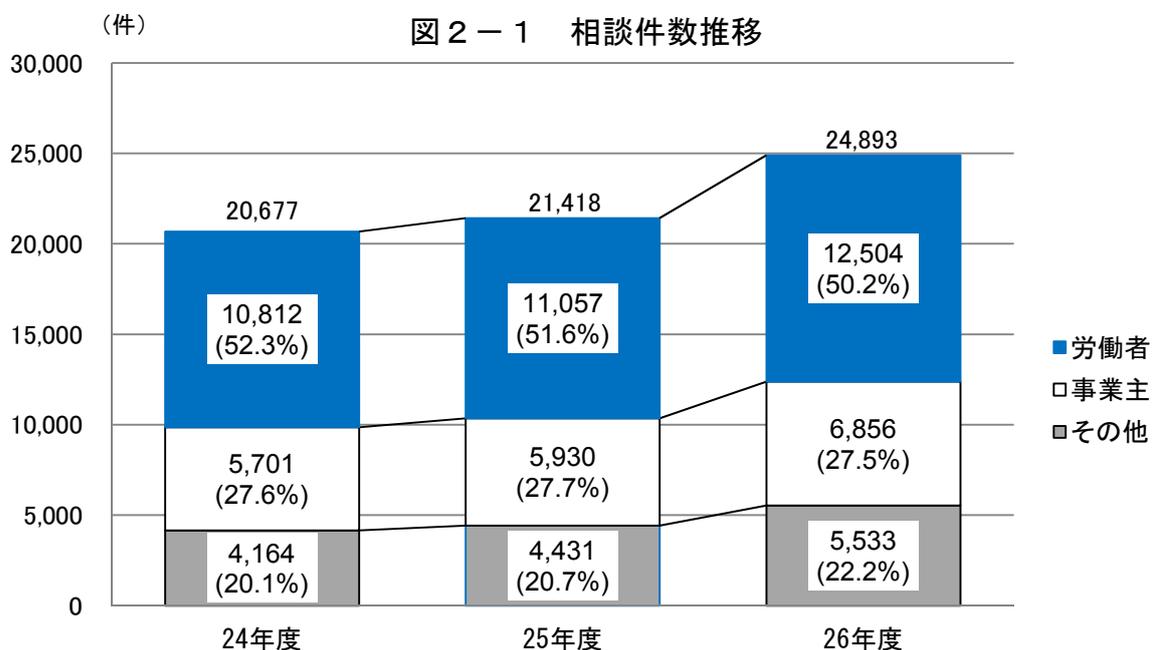


表2-1-1 相談内容の内訳の推移(労働者、事業主、その他からの相談合計) (件)

	24年度	25年度	26年度
第5条関係(募集・採用)	1,088 (5.3%)	1,119 (5.2%)	1,165 (4.7%)
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	475 (2.3%)	566 (2.6%)	562 (2.3%)
第7条関係(間接差別)	47 (0.2%)	314 (1.5%)	479 (1.9%)
第9条関係(婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	3,186 (15.4%)	3,663 (17.1%)	4,028 (16.2%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	9,981 (48.3%)	9,230 (43.1%)	11,289 (45.4%)
第12条、13条関係(母性健康管理)	2,950 (14.3%)	3,416 (15.9%)	3,468 (13.9%)
第14条関係(ポジティブ・アクション)	403 (1.9%)	579 (2.7%)	878 (3.5%)
その他	2,547 (12.3%)	2,531 (11.8%)	3,024 (12.1%)
合計	20,677 (100.0%)	21,418 (100.0%)	24,893 (100.0%)

表2-1-2 うち労働者からの相談内容の内訳の推移 (件)

	24年度	25年度	26年度
第5条関係(募集・採用)	180 (1.7%)	206 (1.9%)	196 (1.6%)
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	225 (2.1%)	235 (2.1%)	246 (2.0%)
第7条関係(間接差別)	5 (0.0%)	18 (0.2%)	13 (0.1%)
第9条関係(婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	1,821 (16.8%)	2,090 (18.9%)	2,251 (18.0%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	6,387 (59.1%)	6,183 (55.9%)	7,343 (58.7%)
第12条、13条関係(母性健康管理)	1,081 (10.0%)	1,281 (11.6%)	1,308 (10.5%)
第14条関係(ポジティブ・アクション)	8 (0.1%)	18 (0.2%)	38 (0.3%)
その他	1,105 (10.2%)	1,026 (9.3%)	1,109 (8.9%)
合計	10,812 (100.0%)	11,057 (100.0%)	12,504 (100.0%)

## (2) 紛争解決の援助

### ① 労働局長による紛争解決の援助(男女雇用機会均等法第17条)

- ◆ 労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は396件。
- ◆ 婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する事案が最も多く、次いで、セクシュアルハラスメントに関する事案となっている。
- ◆ 援助を終了した事案の7割以上が解決。

○労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は396件であった(図2-2、表2-2)。

○申立の内容をみると「第9条関係(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)」が191件(48.2%)と最も多く、次いで「第11条関係(セクシュアルハラスメント)」182件(46.0%)となっている。

○平成26年度中に援助を終了した398件のうち、7割を超える285件について労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決をみている。

(件) 図2-2 都道府県労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数の推移

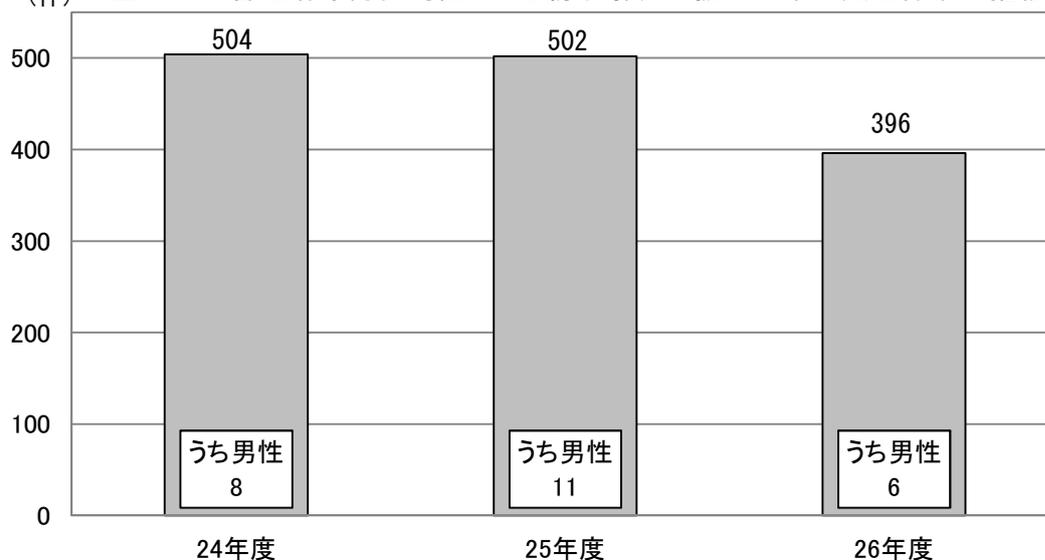


表2-2 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移

(件)

	24年度	25年度	26年度
第5条関係(募集・採用)	6 (1.2%)	4 (0.8%)	3 (0.8%)
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	22 (4.4%)	6 (1.2%)	6 (1.5%)
第7条関係(間接差別)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第9条関係(婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	232 (46.0%)	213 (42.4%)	191 (48.2%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	231 (45.8%)	248 (49.4%)	182 (46.0%)
第12条、13条関係(母性健康管理)	13 (2.6%)	31 (6.2%)	14 (3.5%)
合計	504 (100.0%)	502 (100.0%)	396 (100.0%)

## ② 機会均等調停会議による調停(男女雇用機会均等法第 18 条)

◆ 調停申請受理件数は 68 件。

○申請の内容をみると、「第 11 条関係 (セクシュアルハラスメント)」が 44 件 (64.7%) と最も多く、次いで「第 9 条関係 (婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)」18 件 (26.5%) となっている (図 2-3、表 2-3)。

○調停の実施結果を見ると、調停を開始した 65 件 (前年度申請受理案件を含む) のうち調停案の受諾勧告を行ったものは 28 件で、そのうち 24 件が調停案を双方受諾し、解決に至っている。

図2-3 機会均等調停会議による調停申請受理件数の推移

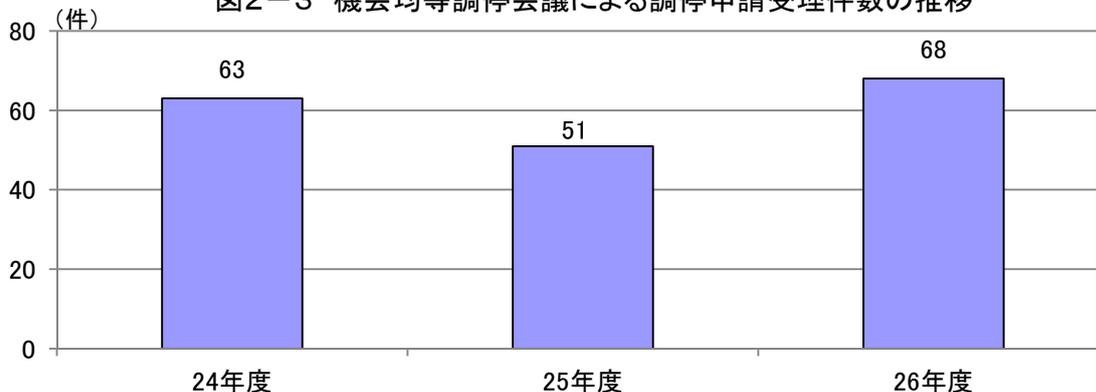


表2-3 機会均等調停会議による調停申請受理件数の推移

(件)

	24年度	25年度	26年度
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	2 (3.2%)	1 (2.0%)	3 (4.4%)
第7条関係(間接差別)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第9条関係(婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	15 (23.8%)	11 (21.6%)	18 (26.5%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	45 (71.4%)	37 (72.5%)	44 (64.7%)
第12条、13条関係(母性健康管理)	1 (1.6%)	2 (3.9%)	3 (4.4%)
合計	63 (100.0%)	51 (100.0%)	68 (100.0%)

### (3) 雇用均等室が行った是正指導(男女雇用機会均等法第29条)

- ◆ 雇用管理の実態把握を行った事業所は6,886事業所のうち、何らかの男女雇用機会均等法違反が確認された5,356事業所(77.8%)に対し、13,253件の是正指導を実施。
- ◆ 指導事項は、セクシュアルハラスメントに関する指導が最も多く、次いで母性健康管理に関する指導が多くなっている。
- ◆ 是正指導を受けた事業所のうち、9割以上が年度内には是正。

○指導事項の内容は、「第11条関係(セクシュアルハラスメント)」の8,021件(60.5%)が最も多く、次いで「第12条、13条関係(母性健康管理)」4,908件(37.0%)となっている(表2-4)。

表2-4 是正指導件数の推移

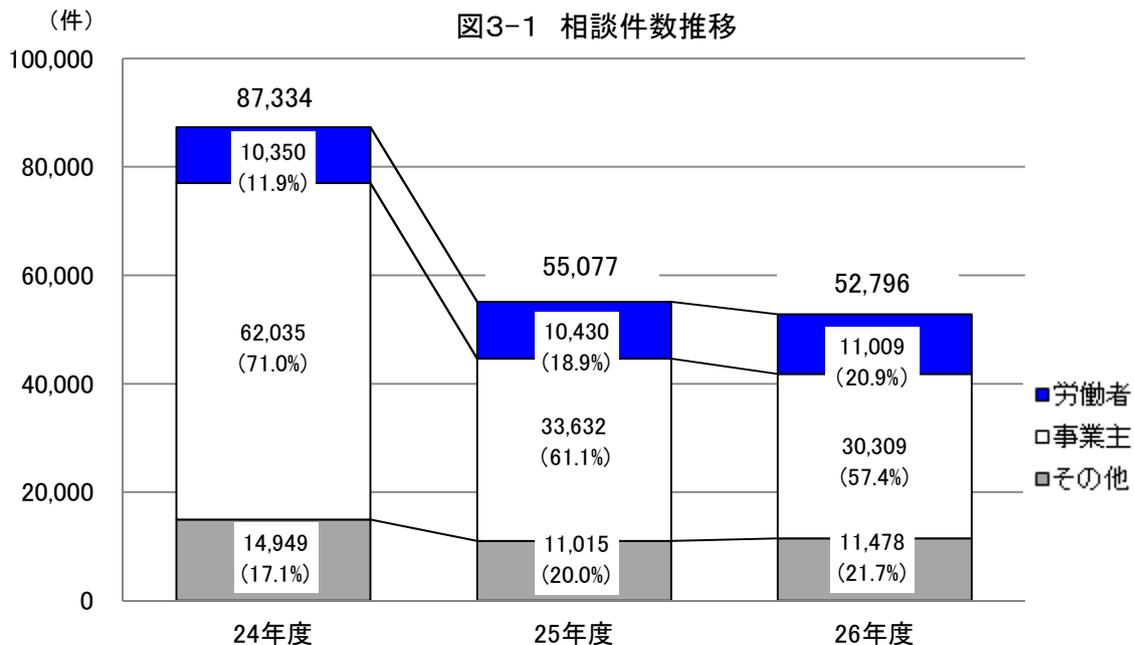
(件)

	24年度	25年度	26年度
第5条関係(募集・採用)	199 (2.6%)	195 (1.8%)	191 (1.4%)
第6条関係(配置・昇進・降格・教育訓練等)	160 (2.1%)	112 (1.0%)	93 (0.7%)
第7条関係(間接差別)	0 (0.0%)	2 (0.0%)	5 (0.0%)
第9条関係(婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	19 (0.2%)	28 (0.3%)	30 (0.2%)
第11条関係(セクシュアルハラスメント)	5,359 (69.6%)	6,559 (59.6%)	8,021 (60.5%)
第12条、13条関係(母性健康管理)	1,957 (25.4%)	4,101 (37.3%)	4,908 (37.0%)
その他	2 (0.0%)	6 (0.1%)	5 (0.0%)
合計	7,696 (100.0%)	11,003 (100.0%)	13,253 (100.0%)

### 3 育児・介護休業法の施行状況

#### (1) 雇用均等室への相談

- ◆ 相談件数は 52,796 件。事業主からの相談は減少したが、労働者からの相談件数はほぼ横ばい。
- ◆ 労働者からの相談のうち、育児休業に係る不利益取扱いの相談が引き続き最多。



- 相談者の内訳を見ると、事業主からの相談が 30,309 件であり、全体の 57.4%を占めている。また、労働者からの相談は 11,009 件である (図 3-1)。
- 相談内容別にみると、育児関係では「第 5 条関係 (育児休業)」が 14,341 件 (35.6%) で最も多く、次いで「第 23 条第 1 項、第 23 条第 2 項関係 (所定労働時間の短縮措置等)」8,235 件 (20.4%)、「第 16 条の 2、第 16 条の 3 関係 (子の看護休暇)」2,955 件 (7.3%) となっている (表 3-1)。
- 介護関係では、「第 11 条関係 (介護休業)」が 4,171 件 (33.5%)、「第 16 条の 5、第 16 条の 6 関係 (介護休暇)」2,399 件 (19.3%)、「第 23 条第 3 項関係 (所定労働時間の短縮措置等)」1,996 件 (16.0%) の順となっている (表 3-1)。
- 労働者からの相談のうち、個別の権利の侵害等に関する相談の内容を見ると、「第 10 条関係 (育児休業に係る不利益取扱い)」が 1,340 件 (29.1%) と前々年度・前年度に引き続き最も多く、全体の約 3 割を占めている。

表3-1 相談内容の内訳の推移(労働者、事業主、その他からの相談合計)

(件)

		24年度	25年度	26年度
育児関係	第5条関係(育児休業)	16,706 (27.8%)	13,613 (33.3%)	14,341 (35.6%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	5,936 (9.9%)	3,340 (8.2%)	2,955 (7.3%)
	第10条、第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4関係(不利益取扱い)	2,784 (4.6%)	2,768 (6.8%)	2,869 (7.1%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	5,512 (9.2%)	2,597 (6.4%)	2,253 (5.6%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	4,287 (7.1%)	2,076 (5.1%)	1,833 (4.6%)
	第19条関係(深夜業の制限)	3,963 (6.6%)	2,036 (5.0%)	1,850 (4.6%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等) *注1	12,522 (20.8%)	8,617 (21.1%)	8,235 (20.4%)
	第24条第1項(所定労働時間の短縮措置等) *注2	1,361 (2.3%)	1,136 (2.8%)	1,243 (3.1%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	231 (0.4%)	221 (0.5%)	231 (0.6%)
	則第5条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	1,469 (2.4%)	652 (1.6%)	515 (1.3%)
	その他	5,393 (9.0%)	3,822 (9.3%)	3,958 (9.8%)
小計	60,164 (100.0%)	40,878 (100.0%)	40,283 (100.0%)	
介護関係	第11条関係(介護休業)	6,962 (25.7%)	4,521 (32.0%)	4,171 (33.5%)
	第16条の5、第16条6関係(介護休暇)	5,834 (21.5%)	2,782 (19.7%)	2,399 (19.3%)
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4関係(不利益取扱い)	87 (0.3%)	84 (0.6%)	115 (0.9%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	3,163 (11.7%)	1,380 (9.8%)	1,113 (8.9%)
	第20条関係(深夜業の制限)	3,131 (11.6%)	1,359 (9.6%)	1,116 (9.0%)
	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等) *注3	4,380 (16.2%)	2,262 (16.0%)	1,996 (16.0%)
	第24条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等) *注4	465 (1.7%)	254 (1.8%)	207 (1.7%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	25 (0.1%)	47 (0.3%)	39 (0.3%)
	則第5条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	1,021 (3.8%)	369 (2.6%)	240 (1.9%)
	その他	2,027 (7.5%)	1,052 (7.5%)	1,059 (8.5%)
小計	27,095 (100.0%)	14,110 (100.0%)	12,455 (100.0%)	
職業家庭両立推進者	75	89	58	
合計	87,334	55,077	52,796	

\*注1 3歳に満たない子を養育する労働者に関する措置

\*注2 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する措置

\*注3 対象家族を介護する労働者に関する措置

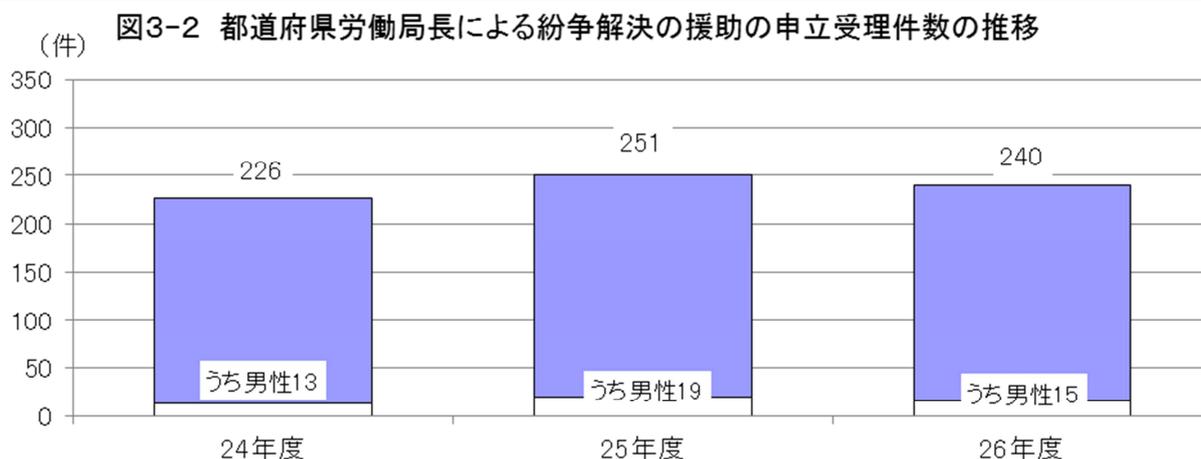
\*注4 家族(対象家族及び一定の親族)を介護する労働者に関する措置

以下同じ

## (2) 紛争解決の援助

### ① 労働局長による紛争解決の援助(育児・介護休業法第52条の4)

- ◆ 労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は240件で、うち育児休業に関する不利益取扱いが138件と最多。
- ◆ 援助を終了した事案の約7割以上が解決。



- 申立の内容をみると、「第10条関係(育児休業に係る不利益取扱い)」が138件(59.7%)と最も多く、次いで「第5条関係(期間雇用者の育児休業)」が30件(13.0%)となっている(表3-2)。
- 平成26年度中に援助を終了した240件のうち、7割を超える179件について労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決に至っている。

表3-2 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移

(件)

		24年度	25年度	26年度
育児関係	第5条関係(育児休業(期間雇用者の育児休業を除く))	19 (8.7%)	30 (12.3%)	25 (10.8%)
	第5条関係(期間雇用者の育児休業)	34 (15.6%)	36 (14.8%)	30 (13.0%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	2 (0.9%)	2 (0.8%)	0 (0.0%)
	第10条関係(育児休業に係る不利益取扱い)	117 (53.7%)	132 (54.3%)	138 (59.7%)
	第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(育児休業以外に係る不利益取扱い)	20 (9.2%)	22 (9.1%)	15 (6.5%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.9%)
	第19条関係(深夜業の制限)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	14 (6.4%)	9 (3.7%)	11 (4.8%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	10 (4.6%)	12 (4.9%)	9 (3.9%)
	小計	218 (100.0%)	243 (100.0%)	231 (100.0%)
介護関係	第11条関係(介護休業、期間雇用者の休業関係を除く)	1 (12.5%)	1 (12.5%)	3 (33.3%)
	第11条関係(期間雇用者の介護休業)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)
	第16条の5、第16条6関係(介護休暇)	0 (0.0%)	2 (25.0%)	2 (22.2%)
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(不利益取扱い)	3 (37.5%)	2 (25.0%)	2 (22.2%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第20条関係(深夜業の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	4 (50.0%)	3 (37.5%)	1 (11.1%)
小計	8 (100.0%)	8 (100.0%)	9 (100.0%)	
合計	226	251	240	

② 両立支援調停会議による調停(育児・介護休業法第52条の5)

◆ 両立支援調停会議による調停の申請受理件数は8件。

- 申請の内容は、「育児休業等に係る不利益取扱い」が7件(87.5%)と最も多くなっている(図3-3、表3-3)。
- 調停の実施結果をみると、調停を開始した6件のうち調停案の受諾勧告を行ったものは5件で、そのうち3件について調停案を当事者双方が受諾し、解決に至っている。

図3-3 両立支援調停会議による調停申請受理件数の推移

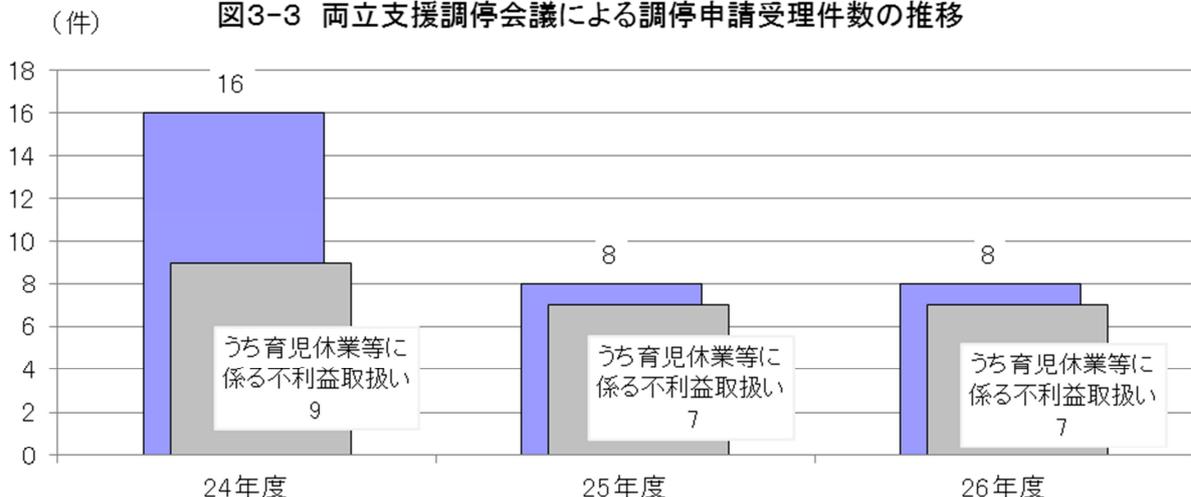


表3-3 両立支援調停会議による調停申請受理件数の推移

(件)

		24年度	25年度	26年度
育児関係	第5条関係(期間雇用者の育児休業)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (12.5%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	1 (7.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第10条関係(育児休業に係る不利益取扱い)	9 (69.2%)	3 (42.9%)	7 (87.5%)
	第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(育児休業以外に係る不利益取扱い)	0 (0.0%)	4 (57.1%)	0 (0.0%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	1 (7.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	2 (15.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	小計	13 (100.0%)	7 (100.0%)	8 (100.0%)
介護関係	第16条の5、第16条の6関係(介護休暇)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(不利益取扱い)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	小計	3 (100.0%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)
合計		16	8	8

### (3) 雇用均等室が行った是正指導(育児・介護休業法第 56 条)

- ◆ 7,593 事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの育児・介護休業法違反が確認された 7,384 事業所 (97.2 %) に対し、30,415 件の是正指導を実施。
- ◆ 是正指導を受けた事業所のうち、約 9 割が年度内に是正。

○指導内容としては、育児関係では、「第 23 条第 1 項、第 23 条第 2 項関係 (所定労働時間の短縮措置等)」が 3,898 件 (23.3%)、「第 5 条関係 (育児休業)」が 3,170 件 (18.9%)、介護関係では、「第 23 条第 3 項関係 (所定労働時間の短縮措置等)」が 2,794 件 (30.7%)、「第 16 条の 5、第 16 条の 6 関係 (介護休暇)」が 1,851 件 (20.3%) となっている (表 3-4)。

表3-4 是正指導件数の推移

(件)

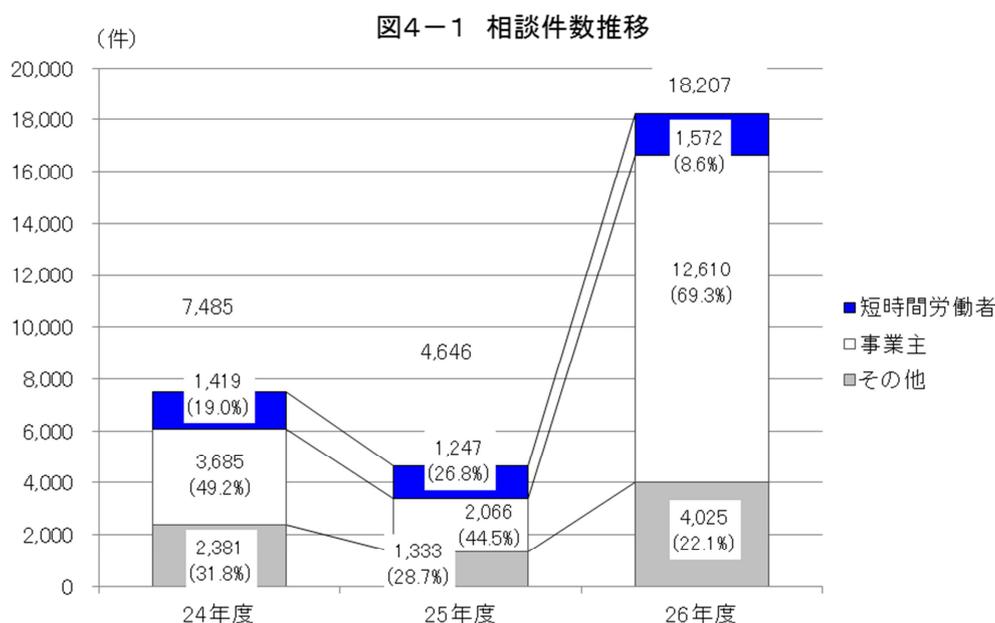
		24年度	25年度	26年度
育児関係	第5条関係(育児休業)	4,796 (20.5%)	3,749 (18.8%)	3,170 (18.9%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	3,950 (16.9%)	2,892 (14.5%)	2,119 (12.6%)
	第10条、第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4関係(不利益取扱い)	22 (0.1%)	33 (0.2%)	19 (0.1%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	2,745 (11.7%)	2,282 (11.5%)	1,913 (11.4%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	3,672 (15.7%)	2,957 (14.8%)	2,379 (14.2%)
	第19条関係(深夜業の制限)	1,095 (4.7%)	951 (4.8%)	806 (4.8%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	4,231 (18.1%)	4,211 (21.1%)	3,898 (23.3%)
	第24条第1項(所定労働時間の短縮措置等)	2,499 (10.7%)	2,553 (12.8%)	2,229 (13.3%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	2 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)
	則第5条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	368 (1.6%)	292 (1.5%)	229 (1.4%)
	小計	23,380 (100.0%)	19,921 (100.0%)	16,762 (100.0%)
介護関係	第11条関係(介護休業)	2,430 (21.8%)	2,094 (21.2%)	1,909 (21.0%)
	第16条の5、第16条6関係(介護休暇)	2,774 (24.9%)	2,245 (22.7%)	1,851 (20.3%)
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4関係(不利益取扱い)	4 (0.0%)	21 (0.2%)	8 (0.1%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	1,535 (13.8%)	1,231 (12.5%)	1,112 (12.2%)
	第20条関係(深夜業の制限)	1,102 (9.9%)	954 (9.7%)	808 (8.9%)
	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)	2,796 (25.1%)	2,888 (29.2%)	2,794 (30.7%)
	第24条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	420 (3.8%)	410 (4.2%)	603 (6.6%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	則第5条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	72 (0.6%)	34 (0.3%)	18 (0.2%)
小計	11,133 (100.0%)	9,877 (100.0%)	9,103 (100.0%)	
職業家庭両立推進者	4,604	4,932	4,550	
合計	39,117	34,730	30,415	

## 4 パートタイム労働法の施行状況 (※注 法律の条文は改正前の条文で表記しています)

### (1) 雇用均等室への相談

◆ 相談件数は18,207件で、改正法に対する相談が多く寄せられ昨年度より大幅に件数が増加。

- 平成26年度に雇用均等室に寄せられたパートタイム労働法に関する相談は18,207件であった(図4-1、表4-1-1)。
- 相談者の内訳を見ると、事業主からの相談が12,610件であり、全体の69.3%を占めている。また、短時間労働者からの相談は1,572件(8.6%)であった(図4-1、表4-1-2)。



- 相談内訳別にみると、「指針関係」と「その他」を除くパートタイム労働法の規定に関しては、「第12条関係(通常の労働者への転換)」が1,103件(6.1%)で最も多く、次いで「第6条関係(労働条件の文書交付等)」922件(5.1%)、「第8条関係(差別的取扱いの禁止)」906件(5.0%)となっている(表4-1-1)。

表4-1-1 相談内容の内訳の推移(短時間労働者、事業主、その他からの相談合計)

	24年度	25年度	26年度
第6条関係(労働条件の文書交付等)	779 (10.4%)	686 (14.8%)	922 (5.1%)
第7条関係(就業規則の作成手続)	166 (2.2%)	122 (2.6%)	139 (0.8%)
第8条関係(差別的取扱いの禁止)	260 (3.5%)	292 (6.3%)	906 (5.0%)
第9条関係(賃金の均衡待遇)	402 (5.4%)	440 (9.5%)	736 (4.0%)
第10条関係(教育訓練)	130 (1.7%)	77 (1.7%)	171 (0.9%)
第11条関係(福利厚生施設)	69 (0.9%)	89 (1.9%)	163 (0.9%)
第12条関係(通常の労働者への転換)	2,418 (32.3%)	802 (17.3%)	1,103 (6.1%)
第13条関係(待遇に関する説明)	349 (4.7%)	375 (8.1%)	543 (3.0%)
第14条関係(指針)	527 (7.0%)	397 (8.5%)	711 (3.9%)
第15条関係(短時間雇用管理者)	116 (1.5%)	147 (3.2%)	173 (1.0%)
その他(改正法、年休、解雇、社会保険等)	2,269 (30.3%)	1,219 (26.2%)	12,640 (69.4%)
合計	7,485 (100.0%)	4,646 (100.0%)	18,207 (100.0%)

表4-1-2 うち短時間労働者からの相談内容の内訳の推移

(件)

	24年度	25年度	26年度
第6条関係(労働条件の文書交付等)	271 (19.1%)	238 (19.1%)	170 (10.8%)
第7条関係(就業規則の作成手続)	14 (1.0%)	10 (0.8%)	9 (0.6%)
第8条関係(差別的取扱いの禁止)	69 (4.9%)	60 (4.8%)	112 (7.1%)
第9条関係(賃金の均衡待遇)	123 (8.7%)	104 (8.3%)	125 (8.0%)
第10条関係(教育訓練)	22 (1.6%)	14 (1.1%)	35 (2.2%)
第11条関係(福利厚生施設)	7 (0.5%)	15 (1.2%)	21 (1.3%)
第12条関係(通常の労働者への転換)	184 (13.0%)	162 (13.0%)	127 (8.1%)
第13条関係(待遇に関する説明)	159 (11.2%)	138 (11.1%)	173 (11.0%)
第14条関係(指針)	92 (6.5%)	98 (7.9%)	137 (8.7%)
第15条関係(短時間雇用管理者)	2 (0.1%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)
その他(改正法、年休、解雇、社会保険等)	476 (33.5%)	406 (32.6%)	663 (42.2%)
合計	1,419 (100.0%)	1,247 (100.0%)	1,572 (100.0%)

- 相談内訳の「その他」(12,640件(69.4%))の多くを占めるのは、平成27年4月1日施行の改正法に関する相談である。
- 改正法に関する相談の傾向については、「改正法 第6条関係(労働条件の文書交付等)」が2,400件(21.9%)で最も多く、次いで「改正法 第16条関係(相談のための体制の整備)」2,068件(18.9%)、「改正法 第14条1項(措置の内容の説明)」1,479件(13.5%)となっている。(表4-2)

表4-2 改正法に関する相談 条文別・相談者別相談内容の内訳(平成26年度 参考値<sup>※1</sup>)

(件)

	短時間労働者	事業主	その他	合計
改正法 第6条関係 <sup>※2</sup> (労働条件の文書交付等)	39 (12.4%)	1,970 (23.3%)	391 (17.9%)	2,400 (21.9%)
改正法 第8条関係 (短時間労働者の待遇の原則)	24 (7.6%)	462 (5.5%)	168 (7.7%)	654 (6.0%)
改正法 第9条関係 (差別的取扱いの禁止)	57 (18.2%)	1,058 (12.5%)	267 (12.2%)	1,382 (12.6%)
改正法 第10条関係 (賃金の均衡待遇)	17 (5.4%)	422 (5.0%)	118 (5.4%)	557 (5.1%)
改正法 第14条1項関係 (措置の内容の説明)	52 (16.6%)	1,153 (13.6%)	274 (12.5%)	1,479 (13.5%)
改正法 第15条関係 (指針)	15 (4.8%)	311 (3.7%)	80 (3.7%)	406 (3.7%)
改正法 第16条関係 (相談のための体制の整備)	43 (13.7%)	1,601 (18.9%)	424 (19.4%)	2,068 (18.9%)
その他 (改正に関する相談等)	67 (21.3%)	1,473 (17.4%)	465 (21.3%)	2,005 (18.3%)
合計	314 (100.0%)	8,450 (100.0%)	2,187 (100.0%)	10,951 (100.0%)

※1 改正法に関する相談は月毎の即時集計(速報値集計)のため参考値としている。そのため、表4-1-1の「その他」に含まれる「改正法に関する相談」の完全なる内数ではない。

※2 上記の条文は改正後の条文を記載。

## (2) 紛争解決の援助(パートタイム労働法第 21 条、22 条)

- ◆ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は 2 件、均衡待遇調停会議による調停申請受理件数は 1 件。

○いずれも労働者からの申立及び申請であり、内訳をみると、「第 8 条関係 (差別的取扱いの禁止)」「第 12 条関係 (通常の労働者への転換)」「第 13 条関係 (待遇に関する説明)」が各 1 件となっている (表 4-3)。

表4-3 紛争解決の援助申立・申請受理件数の推移 (件)

	労働局長による援助の申立 受理件数(法第21条)			均衡待遇調停会議による調 停申請受理件数(法第22 条)		
	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度
第8条関係 (差別的取扱いの禁止)	2	2	0	0	0	1
第12条関係 (通常の労働者への転換)	2	1	1	0	0	0
第13条関係 (待遇に関する説明)	0	0	1	0	0	0
合計	4	3	2	0	0	1

### (3) 雇用均等室が行った是正指導(パートタイム労働法第16条)

- ◆ 8,939事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかのパートタイム労働法違反が確認された8,121事業所(90.8%)に対し、21,980件の是正指導を実施。
- ◆ 是正指導を受けた事業所のうち、9割以上が年度内に是正。

○ 指導事項としては、「第12条関係(通常の労働者への転換)」が5,032件(22.9%)、「第6条関係(労働条件の文書交付等)」が4,739件(21.6%)となっている(図4-2、表4-4)。

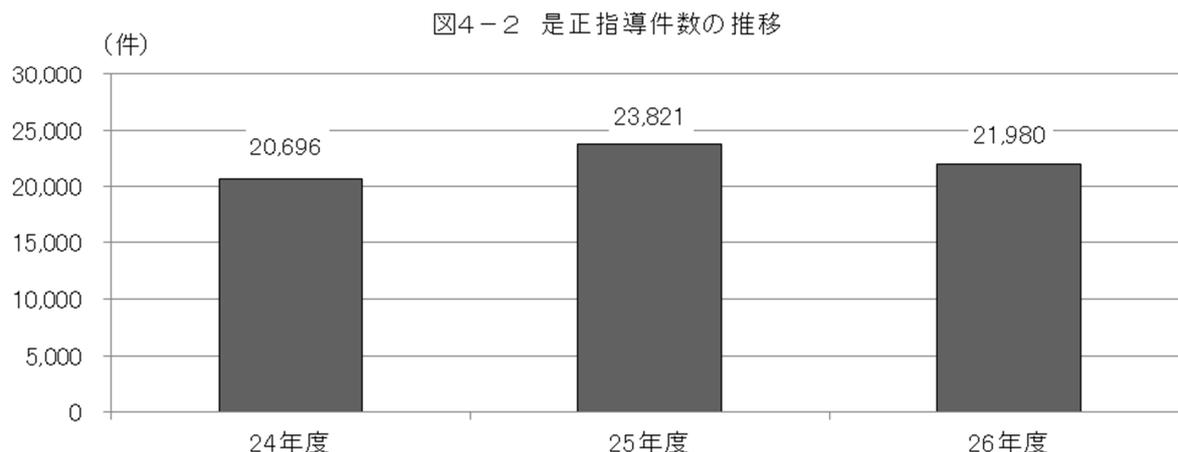


表4-4 是正指導件数の推移

	(件)		
	24年度	25年度	26年度
第6条関係 (労働条件の文書交付等)	4,472 (21.6%)	5,013 (21.0%)	4,739 (21.6%)
第7条関係 (就業規則の作成手続)	2,773 (13.4%)	3,417 (14.3%)	3,212 (14.6%)
第8条関係 (差別的取扱いの禁止)	1 (0.0%)	3 (0.0%)	3 (0.0%)
第9条関係 (賃金の均衡待遇)	1,476 (7.1%)	1,637 (6.9%)	1,155 (5.3%)
第10条関係 (教育訓練)	187 (0.9%)	151 (0.6%)	123 (0.6%)
第11条関係 (福利厚生施設)	1 (0.0%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)
第12条関係 (通常の労働者への転換)	5,127 (24.8%)	5,752 (24.1%)	5,032 (22.9%)
第13条関係 (待遇に関する説明)	2 (0.0%)	4 (0.0%)	11 (0.1%)
第15条関係 (短時間雇用管理者の選任)	3,408 (16.5%)	3,432 (14.4%)	3,494 (15.9%)
その他 (指針等)	3,249 (15.7%)	4,410 (18.5%)	4,211 (19.2%)
合計	20,696 (100.0%)	23,821 (100.0%)	21,980 (100.0%)

## 相談者別相談内容の内訳

### 1 男女雇用機会均等法関係

相談者別相談内容の内訳(平成26年度)

	女性労働者	男性労働者	事業主	その他	合計
第5条関係 (募集・採用)	67 (0.6%)	129 (14.5%)	424 (6.2%)	545 (9.8%)	1,165 (4.7%)
第6条関係 (配置・昇進・降格・教育訓練等)	182 (1.6%)	64 (7.2%)	161 (2.3%)	155 (2.8%)	562 (2.3%)
第7条関係 (間接差別)	8 (0.1%)	5 (0.6%)	325 (4.7%)	141 (2.5%)	479 (1.9%)
第9条関係 (婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	2,248 (19.4%)	3 (0.3%)	973 (14.2%)	804 (14.5%)	4,028 (16.2%)
第11条関係 (セクシュアルハラスメント)	6,725 (57.9%)	618 (69.4%)	1,848 (27.0%)	2,098 (37.9%)	11,289 (45.4%)
第12条、第13条関係 (母性健康管理)	1,305 (11.2%)	3 (0.3%)	1,513 (22.1%)	647 (11.7%)	3,468 (13.9%)
第14条関係 (ポジティブ・アクション)	14 (0.1%)	24 (2.7%)	520 (7.6%)	320 (5.8%)	878 (3.5%)
その他	1,065 (9.2%)	44 (4.9%)	1,092 (15.9%)	823 (14.9%)	3,024 (12.1%)
合計	11,614 (100.0%)	890 (100.0%)	6,856 (100.0%)	5,533 (100.0%)	24,893 (100.0%)

### 労働者からの相談内容内訳の推移

(平成26年度は、上表の女性労働者と男性労働者の合計)

	24年度	25年度	26年度
第5条関係 (募集・採用)	180 (1.7%)	206 (1.9%)	196 (1.6%)
第6条関係 (配置・昇進・降格・教育訓練等)	225 (2.1%)	235 (2.1%)	246 (2.0%)
第7条関係 (間接差別)	5 (0.0%)	18 (0.2%)	13 (0.1%)
第9条関係 (婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)	1,821 (16.8%)	2,090 (18.9%)	2,251 (18.0%)
第11条関係 (セクシュアルハラスメント)	6,387 (59.1%)	6,183 (55.9%)	7,343 (58.7%)
第12条、第13条関係 (母性健康管理)	1,081 (10.0%)	1,281 (11.6%)	1,308 (10.5%)
第14条関係 (ポジティブ・アクション)	8 (0.1%)	18 (0.2%)	38 (0.3%)
その他	1,105 (10.2%)	1,026 (9.3%)	1,109 (8.9%)
合計	10,812 (100.0%)	11,057 (100.0%)	12,504 (100.0%)

## 2 育児・介護休業方関係

### (1) 相談者別相談内容の内訳(平成 26 年度)

(件)

	女性労働者	男性労働者	事業主	その他	合計	
育児関係	第5条関係(育児休業)	3,396 (38.3%)	338 (48.8%)	7,400 (33.9%)	3,207 (36.0%)	14,341 (35.6%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	454 (5.1%)	59 (8.5%)	1,810 (8.3%)	632 (7.1%)	2,955 (7.3%)
	第10条、第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4関係(不利益取扱い)	1,673 (18.9%)	45 (6.5%)	676 (3.1%)	475 (5.3%)	2,869 (7.1%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	328 (3.7%)	39 (5.6%)	1,373 (6.3%)	513 (5.8%)	2,253 (5.6%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	187 (2.1%)	26 (3.8%)	1,199 (5.5%)	421 (4.7%)	1,833 (4.6%)
	第19条関係(深夜業の制限)	245 (2.8%)	26 (3.8%)	1,155 (5.3%)	424 (4.8%)	1,850 (4.6%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	1,578 (17.8%)	80 (11.5%)	4,712 (21.6%)	1,865 (21.0%)	8,235 (20.4%)
	第24条第1項(所定労働時間の短縮措置等)	117 (1.3%)	10 (1.4%)	763 (3.5%)	353 (4.0%)	1,243 (3.1%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	144 (1.6%)	8 (1.2%)	53 (0.2%)	26 (0.3%)	231 (0.6%)
	則第5条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	78 (0.9%)	4 (0.6%)	368 (1.7%)	65 (0.7%)	515 (1.3%)
	その他	666 (7.5%)	58 (8.4%)	2,319 (10.6%)	915 (10.3%)	3,958 (9.8%)
	小計	8,866 (100.0%)	693 (100.0%)	21,828 (100.0%)	8,896 (100.0%)	40,283 (100.0%)
	介護関係	第11条関係(介護休業)	475 (48.2%)	210 (45.3%)	2,687 (31.9%)	799 (31.0%)
第16条の5、第16条6関係(介護休暇)		244 (24.7%)	125 (26.9%)	1,565 (18.6%)	465 (18.0%)	2,399 (19.3%)
第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23条の2第52条の4関係(不利益取扱い)		39 (4.0%)	10 (2.2%)	38 (0.5%)	28 (1.1%)	115 (0.9%)
第18条関係(時間外労働の制限)		24 (2.4%)	18 (3.9%)	813 (9.6%)	258 (10.0%)	1,113 (8.9%)
第20条関係(深夜業の制限)		34 (3.4%)	18 (3.9%)	800 (9.5%)	264 (10.2%)	1,116 (9.0%)
第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)		101 (10.2%)	44 (9.5%)	1,384 (16.4%)	467 (18.1%)	1,996 (16.0%)
第24条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)		8 (0.8%)	3 (0.6%)	160 (1.9%)	36 (1.4%)	207 (1.7%)
第26条関係(労働者の配置に関する配慮)		15 (1.5%)	10 (2.2%)	8 (0.1%)	6 (0.2%)	39 (0.3%)
則第5条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)		9 (0.9%)	2 (0.4%)	195 (2.3%)	34 (1.3%)	240 (1.9%)
その他		37 (3.8%)	24 (5.2%)	778 (9.2%)	220 (8.5%)	1,059 (8.5%)
小計		986 (100.0%)	464 (100.0%)	8,428 (100.0%)	2,577 (100.0%)	12,455 (100.0%)
職業家庭両立推進者関係	0	0	53	5	58	
合計	9,852	1,157	30,309	11,478	52,796	

労働者からの相談内容内訳の推移

(平成 26 年度は、前ページ表の女性労働者と男性労働者の合計)

(件)

		24年度	25年度	26年度
育児関係	第5条関係 (育児休業)	3,207 (34.8%)	3,261 (35.6%)	3,734 (39.1%)
	第16条の2、第16条の3関係 (子の看護休暇)	538 (5.8%)	541 (5.9%)	513 (5.4%)
	第10条、第16条の4、第16条の9、第18条の2、 第20条の2、第23条の2、第52条の4関係 (不利益取扱い)	1,760 (19.1%)	1,744 (19.1%)	1,718 (18.0%)
	第16条の8関係 (所定外労働の制限)	421 (4.6%)	425 (4.6%)	367 (3.8%)
	第17条関係 (時間外労働の制限)	204 (2.2%)	217 (2.4%)	213 (2.2%)
	第19条関係 (深夜業の制限)	302 (3.3%)	283 (3.1%)	271 (2.8%)
	第23条第1項、第23条第2項関係 (所定労働時間の短縮措置等)	1,729 (18.8%)	1,676 (18.3%)	1,658 (17.3%)
	第24条第1項 (所定労働時間の短縮措置等)	130 (1.4%)	98 (1.1%)	127 (1.3%)
	第26条関係 (労働者の配置に関する配慮)	148 (1.6%)	148 (1.6%)	152 (1.6%)
	則第5条第4項から第6項関係 (休業期間等の通知)	93 (1.0%)	87 (1.0%)	82 (0.9%)
	その他	683 (7.4%)	674 (7.4%)	724 (7.6%)
	小計	9,215 (100.0%)	9,154 (100.0%)	9,559 (100.0%)
介護関係	第11条関係 (介護休業)	528 (46.6%)	593 (46.5%)	685 (47.2%)
	第16条の5、第16条6関係 (介護休暇)	304 (26.8%)	316 (24.8%)	369 (25.4%)
	第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、第23 条の2、第52条の4関係 (不利益取扱い)	38 (3.4%)	44 (3.5%)	49 (3.4%)
	第18条関係 (時間外労働の制限)	34 (3.0%)	43 (3.4%)	42 (2.9%)
	第20条関係 (深夜業の制限)	32 (2.8%)	35 (2.7%)	52 (3.6%)
	第23条第3項関係 (所定労働時間の短縮措置等)	100 (8.8%)	128 (10.0%)	145 (10.0%)
	第24条第2項関係 (所定労働時間の短縮措置等)	13 (1.1%)	10 (0.8%)	11 (0.8%)
	第26条関係 (労働者の配置に関する配慮)	16 (1.4%)	34 (2.7%)	25 (1.7%)
	則第5条第4項から第6項関係 (休業期間等の通知)	9 (0.8%)	6 (0.5%)	11 (0.8%)
	その他	60 (5.3%)	66 (5.2%)	61 (4.2%)
小計	1,134 (100.0%)	1,275 (100.0%)	1,450 (100.0%)	
職業家庭両立推進者	1	1	0	
合計	10,350	10,430	11,009	

## (2) 労働者からの相談のうち、個別の権利の侵害等に関する相談内容の内訳

(件)

	24年度	25年度	26年度		女性	男性			
			女性	男性					
育児関係	第5条関係 (育児休業(期間雇用者の育児休業を除く))	1,086 (22.9%)	962 (21.3%)	893	69	1,081 (23.4%)	998	83	
	第5条関係 (期間雇用者の育児休業)	369 (7.8%)	394 (8.7%)	388	6	455 (9.9%)	444	11	
	第16条の2、第16条の3関係 (子の看護休暇)	143 (3.0%)	139 (3.1%)	120	19	111 (2.4%)	99	12	
	第10条関係 (育児休業に係る不利益取扱い)	1,392 (29.3%)	1,354 (30.0%)	1,313	41	1,340 (29.1%)	1,312	28	
	第16条の4、第16条の9、第18条の2、第20条の2、 第23条の2関係 (育児休業以外に係る不利益取扱い)	344 (7.2%)	344 (7.6%)	330	14	350 (7.6%)	334	16	
	第16条の8関係 (所定外労働の制限)	108 (2.3%)	101 (2.2%)	90	11	87 (1.9%)	78	9	
	第17条関係 (時間外労働の制限)	43 (0.9%)	38 (0.8%)	34	4	36 (0.8%)	29	7	
	第19条関係 (深夜業の制限)	113 (2.4%)	78 (1.7%)	70	8	81 (1.8%)	72	9	
	第23条第1項、第23条第2項関係 (所定労働時間の短縮措置等)	685 (14.4%)	652 (14.4%)	631	21	635 (13.8%)	615	20	
	第24条第1項 (所定労働時間の短縮措置等)	40 (0.8%)	28 (0.6%)	28	0	40 (0.9%)	37	3	
	第26条関係 (労働者の配置に関する配慮)	148 (3.1%)	148 (3.3%)	137	11	152 (3.3%)	144	8	
	第52条の4関係 (紛争解決援助制度に係る不利益取扱い)	24 (0.5%)	46 (1.0%)	46	0	28 (0.6%)	27	1	
	則第5条第4項から第6項関係 (休業期間等の通知)	27 (0.6%)	20 (0.4%)	19	1	18 (0.4%)	17	1	
	その他	228 (4.8%)	215 (4.8%)	201	14	198 (4.3%)	184	14	
	小計	4,750 (100.0%)	4,519 (100.0%)	4,300	219	4,612 (100.0%)	4,390	222	
	介護関係	第11条関係(介護休業 (期間雇用者の休業関係を除く))	143 (43.1%)	163 (39.3%)	118	45	164 (38.7%)	112	52
		第11条関係 (期間雇用者の介護休業)	19 (5.7%)	13 (3.1%)	13	0	24 (5.7%)	16	8
第16条の5、第16条6関係 (介護休暇)		64 (19.3%)	89 (21.4%)	66	23	78 (18.4%)	47	31	
第16条、第16条の7、第18条の2、第20条の2、 第23条の2関係 (不利益取扱い)		37 (11.1%)	44 (10.6%)	38	6	48 (11.3%)	38	10	
第18条関係 (時間外労働の制限)		4 (1.2%)	5 (1.2%)	4	1	12 (2.8%)	7	5	
第20条関係 (深夜業の制限)		8 (2.4%)	6 (1.4%)	6	0	21 (5.0%)	15	6	
第23条第3項関係 (所定労働時間の短縮措置等)		21 (6.3%)	38 (9.2%)	30	8	35 (8.3%)	24	11	
第24条第2項関係 (所定労働時間の短縮措置等)		2 (0.6%)	2 (0.5%)	1	1	3 (0.7%)	2	1	
第26条関係 (労働者の配置に関する配慮)		16 (4.8%)	34 (8.2%)	13	21	25 (5.9%)	15	10	
第52条の4関係 (紛争解決援助制度に係る不利益取扱い)		1 (0.3%)	0 (0.0%)	0	0	1 (0.2%)	1	0	
則第5条第4項から第6項関係 (休業期間等の通知)		2 (0.6%)	0 (0.0%)	0	0	3 (0.7%)	2	1	
その他		15 (4.5%)	21 (5.1%)	14	7	10 (2.4%)	5	5	
小計		332 (100.0%)	415 (100.0%)	303	112	424 (100.0%)	284	140	
合計		5,082	4,934	4,603	331	5,036	4,674	362	

### 3 パートタイム労働法関係

相談者別相談内容の内訳(平成 26 年度)

(件)

	短時間労働者(※)	事業主	その他	合計
第6条関係 (労働条件の文書交付等)	170 (10.8%)	480 (3.8%)	272 (6.8%)	922 (5.1%)
第7条関係 (就業規則の作成手続)	9 (0.6%)	113 (0.9%)	17 (0.4%)	139 (0.8%)
第8条関係 (差別的取扱いの禁止)	112 (7.1%)	606 (4.8%)	188 (4.7%)	906 (5.0%)
第9条関係 (賃金の均衡待遇)	125 (8.0%)	431 (3.4%)	180 (4.5%)	736 (4.0%)
第10条関係 (教育訓練)	35 (2.2%)	104 (0.8%)	32 (0.8%)	171 (0.9%)
第11条関係 (福利厚生施設)	21 (1.3%)	120 (1.0%)	22 (0.5%)	163 (0.9%)
第12条関係 (通常の労働者への転換)	127 (8.1%)	644 (5.1%)	332 (8.2%)	1,103 (6.1%)
第13条関係 (待遇に関する説明)	173 (11.0%)	201 (1.6%)	169 (4.2%)	543 (3.0%)
第14条関係 (指針)	137 (8.7%)	386 (3.1%)	188 (4.7%)	711 (3.9%)
第15条関係 (短時間雇用管理者)	0 (0.0%)	154 (1.2%)	19 (0.5%)	173 (1.0%)
その他 (年休、解雇、社会保険等)	663 (42.2%)	9,371 (74.3%)	2,606 (64.7%)	12,640 (69.4%)
合計	1,572 (100.0%)	12,610 (100.0%)	4,025 (100.0%)	18,207 (100.0%)

(※)短時間労働者からの相談内容の内訳の推移(再掲)

(件)

	24年度	25年度	26年度
第6条関係 (労働条件の文書交付等)	271 (19.1%)	238 (19.1%)	170 (10.8%)
第7条関係 (就業規則の作成手続)	14 (1.0%)	10 (0.8%)	9 (0.6%)
第8条関係 (差別的取扱いの禁止)	69 (4.9%)	60 (4.8%)	112 (7.1%)
第9条関係 (賃金の均衡待遇)	123 (8.7%)	104 (8.3%)	125 (8.0%)
第10条関係 (教育訓練)	22 (1.6%)	14 (1.1%)	35 (2.2%)
第11条関係 (福利厚生施設)	7 (0.5%)	15 (1.2%)	21 (1.3%)
第12条関係 (通常の労働者への転換)	184 (13.0%)	162 (13.0%)	127 (8.1%)
第13条関係 (待遇に関する説明)	159 (11.2%)	138 (11.1%)	173 (11.0%)
第14条関係 (指針)	92 (6.5%)	98 (7.9%)	137 (8.7%)
第15条関係 (短時間雇用管理者)	2 (0.1%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)
その他 (改正法、年休、解雇、社会保険等)	476 (33.5%)	406 (32.6%)	663 (42.2%)
合計	1,419 (100.0%)	1,247 (100.0%)	1,572 (100.0%)